



## 学校会計ってなに？

学校は、学び舎なので企業のように営利を追求していません。また、学校法人は、学生からの納入金が収入の大部分を占めております。

そのため、学校法人会計は、学生から納入された資金を効果的に教育や研究活動に還元されているかを判断するために、収入と支出との釣り合い等を明らかにすることを目的としています。



## 学校会計で求められる計算書類にはどのようなものがありますか？

### 資金収支計算書

… 当該年度に係る入ってきた資金と出て行った資金のすべてを明らかにするものです。

### 消費収支計算書

… 当該年度に係る資金だけではなく、減価償却や引当金など非資金を含めた収入と支出を明らかにするものです。

### 貸借対照表

… 当該年度末における資産(土地、建物、図書等)、負債(借入金等)、正味財産(基本金等)の状態を明らかにするものです。



## 学校法人会計と企業会計の違いって何ですか？

企業は、企業出資者から集めた資金を元手に、事業を通じて営利を獲得し、利益を出資者に分配します。

これに対し、学校法人は、学生等に対する教育や研究活動を行い特に営利追求をいたしません。このように事業目的が異なるため、求められる計算書類も異なります。

学校法人会計と企業会計に求められる決算書類は次のとおりです。

学校法人会計	企業会計
資金収支計算書	キャッシュフロー計算書
消費収支計算書	損益計算書
貸借対照表	貸借対照表

### 1 資金収支計算書とキャッシュフロー計算書

いつでも出し入れのできる現金・預金等の流れを把握する点では類似する計算書類ですが、キャッシュフロー計算書では表示区分が営業活動、投資活動、財務活動の3つに区分されるのに対して、資金収支計算書では、あらゆる活動から生じた収入と支出とが活動ごとに区分されずに計上される点が異なります。

### 2 消費収支計算書と損益計算書

当該年度の現金・預金等の出し入れのみならず、現金預金等以外の収入と支出とを表す計算書類という点では類似しますが、消費収支計算書では、一定の収入(帰属収入)から学校法人が保持すべき金額(基本金組み入れ額)を控除した金額を収入とする点で異なります。

### 3 貸借対照表

当該年度末の財産の状態を表す計算書類という点では類似する計算書類ですが、流動性の高いものから表示される企業会計(流動性配列法)に対して流動性の低いものから表示される(学校法人会計(固定性配列法)点で表示方法が異なります。

また、資本金と基本金とが異なります。



## 基本金とは？

基本金とは、「学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。」(学校法人会計基準第29条)と規定されています。

要するに、学校法人が教育・研究活動を継続させるために、保持すべき金額です。各年度の収入から優先的に基本金に組み入れることが義務付けられています(同基準第16条)。



学校法人が基本金に組入れることが義務付けられている基本金は、以下の4つがあり、この内容が同基準の30条1項に規定されていることから、一般的に、その項の号番号で呼ばれています。

各号に組入れるべき基本金は次のとおりです。

- ① 1号基本金(同基準第30条第1項第1号)
  - ・ 設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額
  - ・ 設立後、新たな学校の設置、既設の学校の規模の拡大及び教育の充実向上のために取得した固定資産の価額
  - ・ 上記により取得した固定資産で、金融機関等により借り入れた金額で取得した場合や取得代金が未払いで取得した場合で、それを返済したり、支払った場合のその金額
- ② 2号基本金(同基準同条同項第2号)
 

将来的に、新たな学校の設置、既設の学校の規模の拡大及び教育の充実向上のために取得する固定資産に充てる金銭等の額
- ③ 3号基本金(同基準同条同項第3号)
 

基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額
- ④ 4号基本金(同基準同条同項第4号)
 

恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額



資金収支計算書と消費収支計算書との違いは？

資金収支計算書「消費収入の部」	
学生生徒等納付金収入	授業料収入 入学金収入 実験実習料収入 施設設備資金収入
手数料収入	入学検定料収入 試験料収入 証明手数料収入
寄付金収入	特別寄付金収入 一般寄付金収入
補助金収入	国庫補助金収入 地方公共団体補助金収入
資産運用収入	奨学基金運用収入 受取利息・配当金収入 施設設備利用料収入
資産売却収入	不動産売却収入 有価証券売却収入
事業収入	補助活動収入 附属事業収入 受託事業収入 収益事業収入
雑収入	廃品売却収入
借入金等収入	長期借入金収入 短期借入金収入 学校債収入
前受金収入	授業料前受金収入 入学金前受金収入 実験実習料前受金収入 施設設備資金前受金収入
その他の収入	引当特定預金繰入収入 前期末未収入金収入 貸付金回収収入 預り金受入収入
資金収入調整勘定	期末未収入金 前期末前受金

☆ 「収入の部」の科目を比べてみましょう！

右の消費収支計算書(以下、「右側」)にあって、左の資金収支計算書(以下、「左側」)にないものがありますね！

☆ 現物寄付金が右側にあって、左側にないことに気が付きましたか？

現物寄付金は、金銭以外の物をももらった際に計上します。資金の増減には影響しないので左側には記載しません。これに対し、右側は、資金以外のものも含めた年度の収入と支出とを明らかにするものであることから記載欄があります。

☆ 左側は、資産売却収入ですが、右側は、資産売却差額になっていることに気が付きましたか？

左側の資産売却収入は、売却した際の価額を計上しますが、右側の資産売却差額は、売却して利益が出た場合にのみ計上されます。つまり、左側は売却価額総額で、右側は、利益が出た際に純額で計上します。

☆ 左側は、借入金等収入がありますが、右側は、ないことに気が付きましたか？

左側は、資金の流れを表す書類であり、借入れによる資金の増加を記載する必要があります。これに対して、右側は、収入と支出に影響がないものは記載しないので、借入資金の増加である借入金等収入は収入として記載しないのです。

消費収支計算書「消費収入の部」	
学生生徒等納付金	授業料 入学金 実験実習料 施設設備資金
手数料	入学検定料 試験料 証明手数料
寄付金	特別寄付金 一般寄付金 現物寄付金
補助金	国庫補助金 地方公共団体補助金
資産運用収入	奨学基金運用収入 受取利息・配当金 施設設備利用料
資産売却差額	不動産売却差額 有価証券売却差額
事業収入	補助活動収入 附属事業収入 受託事業収入 収益事業収入
雑収入	廃品売却収入



## 横浜商科大学の収入と支出の構成割合は？

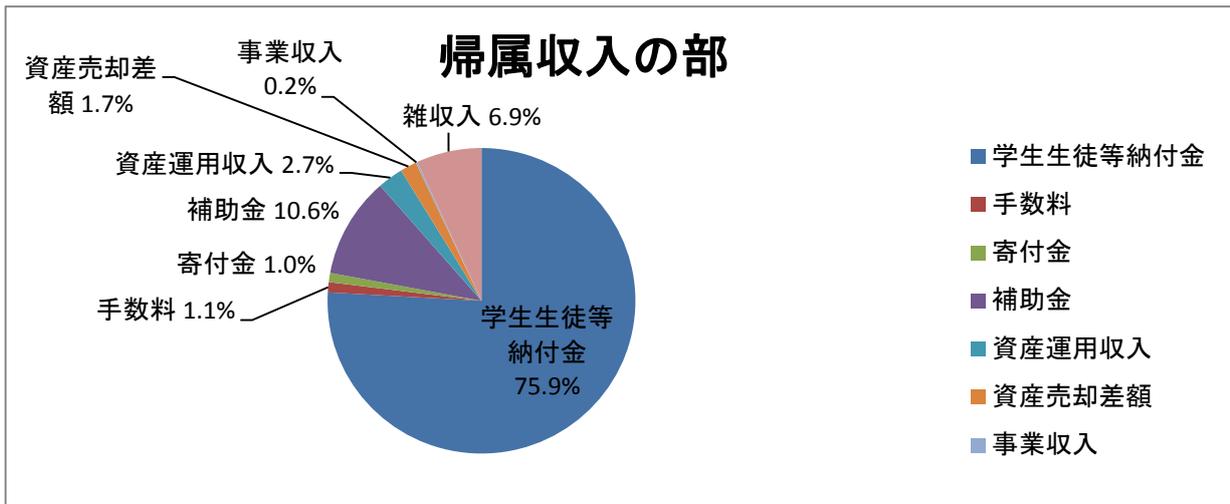
### 帰属収入の部

学生生徒等納付金	1,204,942,050	75.9%
手数料	17,190,746	1.1%
寄付金	15,376,521	1.0%
補助金	169,022,612	10.6%
資産運用収入	42,694,631	2.7%
資産売却差額	27,405,388	1.7%
事業収入	2,646,250	0.2%
雑収入	108,794,132	6.9%
<b>帰属収入の部</b>	<b>1,588,072,330</b>	<b>100.0%</b>

収入の大部分が、学生生徒等納付金です。

学生生徒等納付金には、授業料や入学金などが含まれます。

手数料収入は、検定料収入などです。



### 消費支出の部

人件費	1,247,883,519	59.7%
教育研究経費	436,064,563	20.9%
管理経費	340,753,772	16.3%
借入金等利息	10,604,324	0.5%
資産処分差額	55,304,967	2.6%
<b>消費支出の部合計</b>	<b>2,090,611,145</b>	<b>100.0%</b>

支出の半分は、人件費です。人件費には、教員、職員の給料の他、退職金なども含まれます。

教育研究経費は、授業等で必要な物品を購入した際にかかる費用や施設の電気代や水道代などです。

